

平成 26 年度第 2 回地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会 議事録

1 開催日時

平成 27 年（2015 年）2 月 12 日（木） 午後 2 時～午後 3 時 05 分

2 開催場所

吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

3 出席委員

高杉 豊委員長、足立 泰美委員長職務代理者
四宮 眞男委員、内藤 博昭委員、石川 恒委員

4 欠席委員

金倉 讓委員、井上 義信委員

5 市出席者

太田 勝久副市長、安井 修保健・健康施策担当理事、齋藤 昇福祉保健部次長
保健センター：大嶋 秀明所長、大川 雅博参事、安宅 千枝主幹、村澤 亮平主査

6 地方独立行政法人市立吹田市民病院出席者

徳田 育朗理事長、衣田 誠克総長、黒島 俊夫病院長、前田 聡事務局長、
安田 平和事務局次長、大森 則昭病院総務室長、伊藤 登参事、北國 嘉昭参事、
真嶋 良平主幹、木戸 裕子主任、瀬村 俊係員

7 案件

- (1) 項目別評価方法及びウエイト項目等について
- (2) 地方独立行政法人市立吹田市民病院の年度評価実施要領（案）及び評価結果報告書（様式）（案）について
- (3) 地方独立行政法人市立吹田市民病院の財務諸表の確認方針（案）について
- (4) その他

8 議事の概要 別紙のとおり

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会議事の概要

案件1 項目別評価方法及びウエイト項目等について

委員長： 前回の評価委員会では、来年度以降、市民病院の業務評価を行っていくに当たり、評価をするための基本方針について御議論いただき、御承認をいただきました。

また、基本方針に基づき、具体的に評価していくための実施要領についても御意見をいただきました。こちらにつきましては、前回の議論を踏まえまして、今回、事務局が修正案を示すこととなっていました。

それでは、案件1 項目別評価方法及びウエイト項目等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【資料1、資料2、資料3及び資料4に基づき説明】

委員長： 資料1は、前回いただいた意見のまとめとなっており、また、資料2から資料4までは、それに基づいて、評価項目を増やしたり、評価方法を変えたりということでしたが、これについて、何か御意見ありますでしょうか。

主な点は、小項目数を28項目から34項目に増やしたということと、ウエイトをかける小項目を設け、それを倍にしてカウントし、大項目評価に反映させるということでした。また、年度計画や中期計画に書いていない部分の評価をどのようにするかということについての説明でした。

委員長： では、資料2のウエイト付けということについて、何か御意見はありませんか。

委員： 小項目のウエイト付けということについてですが、資料1で指摘していた点の1から5を網羅する形で考慮されていると思います。その際にウエイト付けというのは、この病院の得手としている部分の特徴であり、今後、描いていこうというベースであると思います。そういう意味では、救急医療、医療の高度専門化が一つの指針であり、それ以外の第3、第4に関しましては、具体的に経営改善を伴えるのかというところで、経営基盤の確立にウエイトが付いています。そういう意味では、この病院の方向性もある程度見えますし、また、実際にどんなにいい病院だったとしても、経営がある程度正常化しない限り、机上の空論となりますので、それもウエイトに入っており、その辺は、前回の意見を十分に評価したものではないかと思います。

なおかつ、ウエイトの結果ですが、6ページに例示されておりますように、結果がよかった場合、大項目評価の時点で評価が変わるほどのレベルになっておりますので、言い方を変えますと、得手としている部分が正常に評価されるであろうウエイト付けになっていることも想像されます。ただ、御説明の中にもありましたが、指針としてあるものが若干マイナスの方向に走った場合、ウエイト付けによって評価Bであるものも評価Cになる可能性があります。その点は、指針が上手くいくかいかないかが結

果に反映されますので、そういう意味では、前回の意見が反映されていると思います。

委員長： 評価方法について、積極的に評価していただいた御意見でしたが、ほかに何かありませんか。

では、資料4について、中期計画や年度計画にない部分をどう評価していくかということですが、何か御意見ありますでしょうか。

この項目は、どちらかといえば突発的なことへの対応ということになるかと思えます。例えば、数年前には、新型インフルエンザ流行への対応として、新たな取組を急遽行わなければならなくなったということがあり、このようなことに積極的に手を挙げて、市民のために頑張ったという部分で評価していくことになるかと思えます。こういう内容をある程度くみ上げて評価するということですがどうでしょうか。

委員： 資料4の表中で、まず、中期計画にある場合とない場合に分かれており、その中で、年度計画にある場合とない場合に分かれていますが、中期計画にあり年度計画にもある場合は小項目評価を行い、中期計画にはないが年度計画にある場合には、記載がある小項目又は関連性が高い小項目で評価を行うとなっていますが、

小項目があり、そこで評価するというのであれば、中期計画にも年度計画にもある場合と全く同じということでしょうか。

事務局： はい。該当する小項目があれば、小項目で評価するということでは同じということになります。結果同じとなりますが、パターンとして四つに分けてお示ししています。

委員： 中期計画にないということであれば、そこまで重きを置いていないような単年度レベルで解決するであろうと想定していたことが大きくなってしまい、中期計画に載せざるを得ないということで、加筆し、中期計画まで上げていくようなイメージなのでしょうか。

事務局： 中期計画は4年間の計画で、計画自体はその前に作っており、その当時は載せるほどのものではないということで載せていなかった内容について、1年、2年と経っていくうちに必要となり、年度計画に載せたということかと思えます。

そういった場合、関連する項目がありますので、そこで評価し、年度計画の中になれば、そこで評価するというので書かせていただいております。

委員： 先ほど委員長がおっしゃられましたように、予定外のものが場合によっては深刻化し、組織的に体制を取らざるを得ないときがあると思いますので、そういった意味では、ありなしの表でのプラスアルファの評価があるかもしれないですね。

委員長： 何か御意見ありますか。

では、特にならなければ、案件1につきましてお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長： それでは、そのようにいたします。

では、次に行きたいと思います。

案件2 地方独立行政法人市立吹田市民病院の年度評価実施要領(案)及び評価結果報告書(様式)(案)について

委員長： では、次に案件2の地方独立行政法人市立吹田市民病院の年度評価実施要領(案)及び評価結果報告書(様式)(案)について説明をお願いします。

事務局： 【資料5及び資料6に基づき説明】

委員長： では、資料5について、先ほど議論した部分を記述に落としたということですが、この部分で何かありますか。下線を引いている2か所が変更点ということですが、特にありませんでしょうか。

では、資料6の評価結果報告書(案)について、今まで御議論いただいた部分が報告書(案)として書かれています。何か御意見ありますか。

委員長： 言葉の問題ですが、資料14ページの2全体評価に当たって考慮した内容というところで、中期目標達成のために実施したという文言がありますが、中期目標を行政側が示し、それに向かって中期計画及び年度計画を作成しているはずなので、中期目標達成のためなら、計画として通常書くべきではないかと思えます。それが書かれていないというのは違和感を覚えるのですが。

事務局： 中期目標には大きな目標が書かれており、それを具体的に実施していくための中期計画ということで、そこにはより詳細なものが書かれているかと思えます。その詳細な所に書かれてはいませんが、中期目標達成に資する内容という意味で書かせていただいております。

委員： 中期計画及び年度計画に記述がないという表現だけであれば、特に問題ないと思います。

委員長： 中期目標達成のために実施したという文言は必要ないのではないのでしょうか。
中期目標達成のためなら中期計画に書くべきだったのではないかという意見も出てくるのではないのでしょうか。

事務局： はい。あえて書く必要はないのかもしれませんが。

委員： 14 ページの 1 番 2 番 3 番は、全体評価に対して物を言うページであると思います。
今、書いていらっしゃるような取組内容で特に記述したい内容があれば、16 ページの (4) 評価に当たっての意見等に 2 全体評価に当たって考慮した内容と同じような文言を書いているので、全体評価にプラスして、さらにここを頑張ったというものは、こちらで記述した方がいいかと思います。

委員長： 中期目標達成のために実施したという文言の意味するところは分かりますが、深く考えていくとどうでしょうか。

事務局： はい。誤解を生む表現でもありますので、中期目標達成のために実施したという文言は削除させていただきたいと思います。

委員長： その方がすっきりする気がします。
ほかに何か御意見ありますか。

委員： この報告書の中に、法人の自己評価の欄がありますが、ウエイト項目に職員の意識改革というのがあり、それが、この欄にどういう形でコメントとして入ってくるのか気になります。非常に判断しにくい内容なので、具体的に法人の自己評価を書かれるときに、新たに評価指標を使うのか、文章として書かれるのかということになります。まだ、独法職員の意識でなく行政サイドに立っているという声もちょっと聞くこともあるものですから、その辺りがどういう評価をされるのかということが気になるのですが。

市民病院： 病院といたしましては、この部分の目標指標、具体的な数値指標がありませんので、文章でということになります。年度計画で書かれている職員の意識改革は、理事会及び院内委員会等で経営改善課題を議題として取り上げ、収支改善方策の検討と提案を行って、病院経営に関する情報等を常に情報発信していき、職員の経営参画への意識を向上させ、中期目標の達成に結び付けていくという文面になっております。

現在、独法になって理事会を設置したり、運営委員会で職員からの提案等を取り上げたり、あるいは議論して返したりとしておりますので、その辺りの状況を記載していくことになるかと思えます。

委員長： 一つは今おっしゃられたことと、もう一つ比較的分かりやすいやり方は、実際、人事評価に繋がっていくやり方ですが、個人の評価をしていく上で、個人の今年の行動計画とそれをどこまで達成できたのかを面談し、個人の意識がどう変わっていくのかモニタリングすると、個々の職員が意欲的に取り組んでいるのかという部分の変化を見る参考にはなると思います。

事務局： 市役所で実施している人事評価と同じですね。

委員長： そうですね。毎年、新しい目標を決めながら前に前に進んでいくその中で、どれだけ意欲が出てきたのか、個々の評価だけにはなりますが、全てを相対的に数値で出すことは難しいですから。

市民病院： 事務職は、個々に目標チャレンジシートで具体の目標を出させて、それを実践しています。職員の意識改革は、独法化の最大の課題でもあり、評価が難しい部分ではあるのですが、その中でも特に頭を悩ませているのは、医療職の評価の手法です。それは、どこの病院でも悩ましい部分ではあるかと思います。

今の課題は、事務職では一定拭い取れますが、全体にどう発信するのか、その中の前段階として、まずは、経営側からいろいろな情報発信をする。若しくは、具体的にどういう研修をやっていったかという実績から入って行って、最終的には、医療職についてもどういう評価ができるかというのが、独法化の大きな課題でもあると認識しています。

委員長： 分かります。おっしゃるとおりで、非常に難しいことです。実際に独法になったところが、既に評価委員会にかけた評価というのは、誰を対象に何回の研修会をやったか、看護師に対して医療職に対して何回研修会をしたのか、という部分で評価をしていくようなレベルです。

本当は、例えば接遇の問題も含めて、患者あるいは地域の診療機関からどういう反応になって返ってきているのかというモニタリングが出てくれば、それとマッチして上手くいっているというのが分かってくる形になります。

また、これは別の部分として、患者アンケートや他の医療機関に対する自分の立場がどういう評価をされているのかという部分でお計りになれば、どう改善をしたらいいかというフィードバックになると思います。そういう部分でお考えになってもいいかと思います。

市民病院： 人事評価は非常に難しく、また、意識改革そのものが難しいとも言えますが、中期計画の中でも取組として記載させていただいています。年度計画の中では、まだ具体的にというより、平成 26 年度は準備にかからせていただくという記載になっております。平成 26 年度の評価では、先ほどおっしゃっていただいたような、いろいろな研修会とかほかの形での意識改革、コストがこれだけかかって

いるということの発信をこれだけしたという、そういう形になると思います。

委員長： 決して人事評価の部分を評価の指標にしろと言っているわけではありません。全体の意識改革をモニターするのが難しいという中で、一つの論拠として、使えるかと思いました。

ほかに何か御意見ありますか。

それでは、先ほどの点を修正して、この案を承認するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長： それでは、そのようにいたします。

では、次に行きたいと思います。

案件 3 地方独立行政法人市立吹田市民病院の財務諸表の確認方針（案）について

委員長： では、次に案件 3 の地方独立行政法人市立吹田市民病院の財務諸表の確認方針（案）について、説明をお願いします。

事務局： 【資料 7 に基づき説明】

委員長： 法人は監査を受けて、この評価委員会でも物を言うのは、なかなか具体的に何か言えるものでもないのですが、法に記述されているので、当然ながら評価委員会ということになります。何か御意見がありましたらお願いします。

委員： 確認になりますが、27 ページの第 34 条 2 項で、次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見とありますが、こちらの法人は、会計監査人は不要ということによろしいでしょうか。

市民病院： はい、そうです。

委員： 資本金と負債が小さいからですか。

市民病院： はい。資本金が 100 億円で負債が 200 億円以上の場合、会計監査人の監査を受けなければならないという規定が地方独立行政法人法にあります。

市民病院： 市民病院は、資本金が約 30 億円で、負債が約 80 億円です。

委員： 分かりました。

委員長： ほかに何か御意見ございますか。
特に御意見がなければ、この案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長： それでは、そのようにいたします。
では、御議論をいただく部分はこの3点ということですから、本日でこれらの案を取らせていただきたいと思います。では、次に行きたいと思います。

案件4 その他

委員長： では、次に案件のその他ということで、何かありますでしょうか。

事務局： 今後の予定につきまして、報告させていただきます。
本年度の評価委員会は、本日で最終となります。来年度は、市民病院の業務実績評価を行ってまいります。議会への報告が9月となりますので、平成27年7月から8月にかけて、本評価委員会を2回若しくは3回開催させていただきたいと考えております。
また、本年5月12日で本評価委員会の任期がいったん終了しますので、改めて委員を委嘱させていただいたうえで、評価委員会開催の日程調整等をさせていただきたいと思っております。お忙しいこととは存じますが、よろしく願いいたします。

委員長： 次回の日程等についての説明でしたが、そのほか、何かありませんか。

市民病院： 市民病院からですが、新病院建設の進捗状況につきまして、平成26年3月より進めております基本設計において、建物の概要がある程度定まりましたので、御報告させていただきます。
規模といたしましては、敷地面積が約18,000平米、延床面積が約36,650平米で、地上8階建の免震構造、病床数は、現病院と同じ431床でございます。主に1階部分に放射線科、2階部分に受付、外来、3階部分に手術室、アイシーユー、救急病棟、4階部分にリハビリテーション部門、病棟、5階から8階に病棟の配置を考えております。また、利便性に配慮いたしまして、ジェイアール岸辺駅から商業施設を通過して、直接2階に入る動線を確保します。
建設事業費につきましては、近年の労務調達の際の人手不足や技術者の不足などから、建設物価の上昇が続いておりまして、30パーセントから35パーセントの物価上昇があり、市民病院におきましても同様の上昇があると考えております。

以上でございます。

委員長： 着々と進んでいるということですが、これはデザインビルドでおやりになるのですか、それとも実施設計と工事を別々でおやりになるのですか。

市民病院： 現在、基本設計をやっておりまして、これが今年度中に終了いたします。その後、実施設計、基本工事と進みますが、今、発注方法について検討を進めているところでございます。現段階においては、デザインビルド方式を採用する方向で検討を進めているという状況でございます。

委員長： 今の説明で何かお聞きしたいことはございますか。
それでは、特にならなければ、本日はこれで閉会いたします。